

件名	愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>緊急雇用創出事業臨時特例基金により行う事業の対象範囲を拡大し、住宅を喪失するなどした離職者に対する住宅手当の給付や生活保護受給者に対する就労支援、ホームレス支援、生活福祉資金貸付に係る相談員の設置など生活困窮者に対するセーフティネット対策を推進する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>事業の概要</p> <p>(1)住宅手当緊急特別措置事業 住宅を喪失又は喪失するおそれのある離職者に住宅手当を支給</p> <p>(2)生活保護及び住宅手当受給者への就労支援 福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施</p> <p>(3)公営住宅の間仕切り仕様改修工事 公営住宅の空室に間仕切りを行い、住宅喪失者に安価で提供</p> <p>(4)ホームレス支援事業の充実 簡易宿泊所等の借上げによる緊急一時宿泊施設の確保等</p> <p>(5)生活福祉資金貸付事業における市町社協の相談体制の充実 市町社会福祉協議会における生活相談員設置費を補助</p> <p>実施期間 ~平成23年3月31日</p> <p>実施方法 県が積み立てた基金を財源に事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接実施事業 県において事業を実施する。 ・市町補助事業 市町が事業を実施する場合に補助金を交付する。 ・社協補助事業 市町社会福祉協議会に補助金を交付する。 	